

第 47 号議案

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年 1 月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(感染症予防業務手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもののうち規則で定めるもの及びその他これらに準ずる感染</u></p>	<p>(感染症予防業務手当)</p> <p>第13条 [略]</p>

症として規則で定めるものをいう。)
から市民の生命及び健康を保護する
ために緊急に行われた措置に係る業
務であって規則で定めるものに従事
する職員に対し、感染症予防業務手
当を支給する。

3 前項に規定する手当の額は、第1
項の規定にかかわらず、日額3,000円
(心身に著しい負担を与えると認め
られる業務であって規則で定めるも
のに従事する場合にあっては、日額
4,000円)を超えない範囲内において
規則で定める額とする。

4 第36条の規定にかかわらず、同条
第1項(第5号に係る部分に限る。)
及び第4項の規定により支給するこ
ととされる消防職員手当は、第2項
の規定による感染症予防業務手当の
支給を受ける職員には、支給しない。

附 則

1、2 [略]

附 則

1、2 [略]

(新型コロナウイルス感染症に対処
するための感染症予防業務手当の特
例)

3 第13条の規定にかかわらず、当分
の間、新型コロナウイルス感染症(病
原体がベータコロナウイルス属のコ
ロナウイルス(令和2年1月に、中華

人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事する職員に対し、感染症予防業務手当を支給する。

4 前項に規定する手当の額は、第13条の規定にかかわらず、日額3,000円(心身に著しい負担を与えると認められる業務であって規則で定めるものに従事する場合にあっては、日額4,000円)を超えない範囲内において規則で定める額とする。

5 第36条の規定にかかわらず、同条第1項(第5号に係る部分に限る。)及び第4項の規定により支給することとされる消防職員手当は、附則第3項の規定による感染症予防業務手当の支給を受ける職員には、支給しない。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

理 由

感染症予防業務手当の特例に関する規定を改正するにあたり、条例を改正する必要があるため。